

建設工事従事者の安全及び健康の確保に 関する基本的な計画案

平成 29 年 5 月

目次

はじめに 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する現状と課題	1
1. 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備	1
2. 一人親方等への対処の必要性	1
3. 建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保	21
第1 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策についての基本的な方針	2
1. 適正な請負代金の額、工期等の設定	2
2. 設計、施工等の各段階における措置	32
3. 建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の向上	3
4. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上	3
第2 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策	4
1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等	4
(1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等	4
(2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定	4
2. 責任体制の明確化	4
3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施	5
(1) 建設業者間の連携の促進	5
(2) 一人親方等の安全及び健康の確保	5
(3) 特別加入制度への加入促進等	5
4. 建設工事の現場の安全性の点検等	65
(1) 建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な取組の促進	65
(2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した工法や資機材等の開発・普及の促進	6
5. 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発	76
(1) 建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進	76
(2) 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進	7

第3 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	87
1. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策	87
(1) 社会保険等の加入の徹底	87
(2) 建設キャリアアップシステムの活用推進	8
(3) 「働き方改革」の推進	8
2. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化	98
(1) 労働安全衛生法令の遵守徹底等	98
(2) 墜落・転落災害防止対策の充実強化	98
3. 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における先進的取組	9
4. 基本計画の推進体制	109
(1) 関係者における連携、協力体制の強化	109
(2) 調査・研究の充実	109
5. 施策の推進状況の点検と計画の見直し	10

はじめに 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する現状と課題

1. 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備

建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にある。労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及び同法に基づく関係政省令は幾度となく改正され、危害防止基準等が年々充実強化されるとともに、建設業者等による長年にわたる自主的な労働災害防止活動が相まって、昭和47年には2,400人にも上っていた建設業における労働災害による死亡者数は、平成27年には327人まで減少した。

しかしながら、今なお、建設業における労働災害の災害発生率は全産業平均の2倍となっており、いわゆる一人親方や自営業主・家族従事者(以下「一人親方等」という。)を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により年間約400人が亡くなっている。

さらに、全産業の死亡者数と比較すると、平成27年において、建設業を除く全産業労働者数約6100万人に対する死者数は645人であるが、建設業労働者数約500万人に対する死者数は約400人であり、建設業における死者発生率は、建設業を除く全産業の約8倍となっている。

このような現状を重く受け止め、建設業における災害の撲滅こそがこの法律制定の根源であることを、広く国民と関係者全員が自覚し、そのための一層の実効性のある強力な取組に全力をあげなければならない。取組が求められる。

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、公共工事のみならず全ての建設工事について、労働安全衛生法令に基づく最低基準の遵守徹底に加え、さらに建設業者等による取組を促進していくこと等が重要であるが、その前提として、全ての建設工事に係る請負契約において適正な請負代金や工期等が定められること、建設工事従事者の処遇の改善や地位の向上が図られること等が強く求められている。

2. 一人親方等への対処の必要性

一人親方等は、労働安全衛生法上の労働者には当たらないため、同法の直接の保護対象には当たらない。しかしながら、建設工事の現場では、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事しており、厚生労働省の調査によれば、平成27

年には 81 人の一人親方等が労働者以外の業務中の死亡者として把握されている。

その業務の実情、災害の発生状況などからみて、技能を持った建設工事の担い手である一人親方等の安全及び健康の確保について、特段の対応が必要である。

3. 建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保

建設業においては、近年技能労働者の賃金水準は上昇傾向にあるものの、未だ他産業の労働者と比べて低い水準にある。また、他産業では一般的となっている週休二日の確保が十分ではなく、総労働時間が長くなっている。

建設工事従事者の高齢化が進行している中、建設業を魅力的な仕事の場とし、処遇の改善や技能・技術の振興を含めた地位の向上を図りつつ、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務である。

第1 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策についての基本的な方針

1. 適正な請負代金の額、工期等の設定

建設業の請負契約において、仮に不当に低い請負代金や不当に短い工期で締結されれば、受注者に工事の施工方法、工程等について技術的に無理な手段等を強いることになり、適正な施工が確保されず、労働災害や公衆災害等の発生につながる恐れがある。

そのため、請負代金については、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映し、建設工事従事者の安全及び健康に関する経費を適切かつ明確に確保する必要がある。労働安全衛生法は、建設工事の現場において、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講ずることを義務づけている。したがって、当該対策に要する経費は、元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法(昭和24年法律第100号)第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものである。

また、工期については、工事の性格、地域の実情、自然条件等による不稼働日等を踏まえ、週休二日の確保等をした上で、工事を施工するための日数を適切に設定することが必要である。特に、年度末にかかる工事を変更する際には、年度内完了に固執することなく、必要な日数を見込む等、工事施工に必要な日数を確保

することが必要である。

2. 設計、施工等の各段階における措置

建設工事は、屋外で施工されることが多いため、気候、地形、地質等の自然条件に大きく左右されるほか、騒音、振動等に対する社会的条件の配慮から、工事現場ごとに施工方法が異なる。

そのため、設計段階においても、建設工事の現場の施工条件を十分に調査した上で、建設工事従事者の安全や健康の確保に配慮した施工方法等を検討することが重要である。

また、施工段階においては、元請負人の統括安全衛生管理のもと、関係請負人がそれぞれの役割分担により漏れなく安全措置を講じる必要がある。その際、労働安全衛生法令に基づく最低基準の措置だけでなく、建設工事の現場における危険性・有害性を評価(リスクアセスメント)して、当該リスクを低減し、安全及び健康を確保するための措置を、自主的に講ずることが重要である。

3. 建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の向上

元請負人や下請負人の安全及び健康に関する意識が低い場合、例えば一人の建設工事従事者が不安全な状態にあったとしても、請負代金や工期の制約、現場作業の多忙などから、それが看過され、適切な作業手順を踏まないといった不安全行動を誘発するおそれがある。

近年では、過去に比べれば相対的に建設工事の現場における労働災害が減少していることによって、作業に潜む危険に対する感受性が低下していることを指摘する声もある。

したがって、建設工事従事者の安全及び健康に関する建設業者等及び建設工事従事者の意識を高める教育の実施や、建設業界全体として「安全文化」、すなわち、建設業者等及び建設工事従事者が安全及び健康を最優先にする気風や気質をさらに醸成していくための取組を促進していくことが必要である。

4. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、労働安全衛生法令に基づく最低基準の遵守徹底に加え、建設業者等による建設工事の現場の状況に即した

取組を促進していくこと等が重要であるが、その前提として、課題を解決するため所要の環境整備を進め、適切な賃金水準の確保、社会保険の加入徹底、休日の確保や長時間労働の是正等の働き方改革の推進などの処遇の改善や地位の向上が図られること等が必要である。

第2 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等

(1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等

建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の請負契約において適正な請負代金の額が定められ、これが確実に履行されることが重要である。特に、一方安全衛生経費については、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なるため、関係行政機関等が協力し、その実態を把握するとともに、それを踏まえ、適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に適切に支払われるような実効性のある施策を検討し、実施する。加えて、労働安全衛生法は、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて労働災害防止対策を講ずることを義務づけていることから、安全衛生経費は、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるため、立入検査等を通じ法令遵守の徹底を図る。

(2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定

建設工事従事者の健康保持、災害防止等の観点から、週休二日の実現や労働時間の削減に向け、請負契約において、休日などの日数を確保するなど適切な工期が定められるとともに、やむを得ない事由により工期内に工事が終わらない見込みの場合は適切な工期延長が行われる等の環境を整備する。

また、一時期に工事が過度に集中することを避けるため、債務負担行為の積極的な活用などにより施工時期を平準化するなど、計画的な発注を実施する。

2. 責任体制の明確化

建設工事の適正な施工を行うためには、元請負人、下請負人それぞれが請負契約の内容に基づき、求められる役割を適切に果たすことが必要である。このため、立入り検査等を通じ、一括下請負の禁止、技術者の専任配置や元請負人と下請

負人との間の対等な関係に基づく適正な契約締結等に関して、法令遵守の徹底を図る。

また、下請契約において、各建設業者が自らの役割に応じた適切な安全衛生対策を講じるよう、中小の建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた教育等の支援を行う。

3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施

(1) 建設業者間の連携の促進

作業間の連絡調整、下請負人への指導・安全衛生教育への支援、現場内の設備・機械等の安全確保や職業性疾病の防止など、労働安全衛生法に基づく元請負人による統括安全衛生管理の徹底を図る。

(2) 一人親方等の安全及び健康の確保

一人親方等の安全及び健康の確保を促進するためには、労働者だけでなく一人親方等を含めて建設現場における措置を統一的に実施することが必要である。このため、一人親方等が業務中に被災した災害を的確に把握するとともに、労働災害との比較などにより、一人親方等の災害の特徴を分析し、災害防止対策の基礎資料として活用する。

また、一人親方等に関しては労働安全衛生法の直接の保護対象には当たらないため、一人親方等に仕事を注文する立場の建設業者による一人親方の安全及び健康への配慮を促進するとともに、一人親方等に対してその業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する知識習得等を支援する。

(3) 特別加入制度への加入の徹底促進等

一人親方については、労働法制上の保護の対象となる労働者ではないため、本来の労災保険の対象とならないことから、労災保険への加入を希望する場合、特別加入者として任意加入する必要がある。

現場において労働者としての実態がある者については、労働者として扱うよう改めて周知・指導を行うとともに、一人親方の安全及び健康の確保とあわせて、関係行政機関等が連携し、元請負人等を通じて一人親方で特別加入していない者の実態を把握し、一人親方に対する労災保険の特別加入制度への加入を徹底積極的に促進する。

4. 建設工事の現場の安全性の点検等

(1) 建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な取組の促進

建設工事現場の安全衛生水準を高めていくためには、労働安全衛生法に基づく法定の措置を講ずるだけでなく、建設業者がリスクアセスメントを実施し、更には自社の安全衛生に関する対策について計画・実行・評価・改善する仕組み(マネジメントシステム)を構築することが重要である。このため、リスクアセスメント等の基礎情報となる災害事例の分析の充実や、建設業者や関係団体による安全衛生活動の取組の公開などを通じ、建設業者の活動に対する支援を効果的に実施するとともに、建設工事の完了時等における建設業者の安全衛生管理を評価する取組を促進する。

さらに、建設業者や関係団体の安全衛生活動に関する研修会、講習会等の取組みを一層促進する。

また、建設工事の現場における安全性の点検・パトロール等の建設工事の現場において建設工事従事者が一体となった自主的な取組を一層活発にするため、点検・パトロールを行う者の能力向上や労働安全・衛生コンサルタント等十分な知識経験を有する者の活用、元請負人・下請負人の立場の違いを超えた連携等を促進する。

(2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した工法や資機材等の開発・普及の促進

建設工事従事者の安全及び健康に配慮した建築物等の設計の普及を推進するため、施工の安全性に配慮した建築物等の設計に係る先行事例の収集・普及を促進する。

また、ICT建機やUAVを活用することで重機回りの丁張り作業や法面測量など危険を伴う作業等を減少させるi-Constructionを推進するとともに、生産性向上にも配慮した安全な工法等の研究開発及び普及を推進する。

さらに、各種ガイドラインの策定等による安全な施工の普及を図るとともに、公共工事のみならず民間工事にも活用できる「公共工事等における新技術活用システム」による新技術の効果的な活用を促進する。

この他、建設工事従事者の高齢化が進行していることを踏まえ、高齢者に配

意した作業方法や熱中症対策など作業環境の改善を図る。

5. 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発

(1) 建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進

労働安全衛生法で定められた法定の教育の実施とともに、安全衛生管理の能力向上教育など建設工事従事者の経験や能力、立場等に応じた教育を促進する。また、災害の多くが中小規模の建設工事の現場で発生していること等を踏まえ、中小の建設業者が建設工事従事者に対して行う、不安全行動の防止や安全衛生管理に係る教育への支援を行う。

(2) 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進

建設業者等や建設工事従事者が安全及び健康に関して高い意識を持ち、建設工事の現場の安全を高めるための自主的な取組を促進する必要がある。このため、各建設工事の現場に関し建設業者等が実施している、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する意識啓発に係る創意工夫事例をはじめとした建設業者等の安全衛生活動の取組や災害対応事例について積極的に情報発信し、水平展開を図る。

また、建設工事の現場の第一線で指揮を執る職長や安全衛生活動に貢献した建設業者等、関係団体、建設工事従事者等に関し、担当する現場で作業の安全を確保して優良な成績を挙げたものを顕彰することで、関係者の意識を高めるとともに、建設工事従事者の技能者としての地位の向上にも繋げる。

あわせて、各建設工事の現場において、建設工事従事者のメンタルヘルス対策や熱中症対策等、心身の健康を確保するための自主的な取組を促進するとともに、建設工事従事者が利活用できる健康相談窓口について、現場レベルでの周知と活用促進を図る。

第3 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策

(1) 社会保険等の加入の徹底

社会保険等の加入については、労働者の処遇の改善と、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築のため、平成24年度より、建設業許可更新時の加入の確認及び指導、公共工事における未加入業者の排除等の対策、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の制定等、官民挙げて総合的な対策を進めてきた結果、加入率は着実に上昇してきている。

一方で、未だ未加入の建設業者・建設工事従事者も存在し、十分な法定福利費が確保できていないとの声もあるため、官民の関係者から構成される協議会を通じ、引き続き、法定福利費を内訳明示した見積書の活用等による法定福利費の適切な確保及び建設業者・建設工事従事者の社会保険等の加入の徹底について実効ある対策を推進する。

また、契約の形態が一人親方との請負契約であっても、実態として労働者に該当する場合には、社会保険等への加入の必要や労働基準関係法令が適用されることについて、建設業者等や建設工事従事者に対し周知を徹底する。

(2) 建設キャリアアップシステムの活用推進

建設工事従事者の資格やその就業実績等を業界統一のルールにより蓄積することにより、建設工事従事者がそれぞれの経験と技能に応じた育成と処遇が受けられるようにするため、官民一体となって建設キャリアアップシステムの活用を推進する。

(3) 「働き方改革」の推進

総労働時間が長く、休みが取れないことや、賃金が高産業の労働者と比べて低い水準にあることが、建設業における若者の入職に当たっての障害・離職理由となっている。このため、平成29年3月に働き方改革実現会議で決定された働き方改革実行計画を踏まえ、適正な工期設定や週休二日の推進等の休日確保、公共工事設計労務単価の民間への準用を含む適切な賃金水準の確保など、建設業における働き方改革を進める。

また、過重な仕事やストレスは、メンタルヘルスの不調など心身の健康上の問題の観点からも改善する必要があるため、メンタルヘルスケアの充実などの取組

を推進する。

2. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化

(1) 労働安全衛生法令の遵守徹底等

建設工事の現場においては、今なお墜落・転落災害が最も多い。平成 27 年には、屋根・梁等、足場、建築物・構築物等からの墜落・転落災害により、128 人の労働者及び 50 人の一人親方等が死亡している状況にある。過去の墜落・転落災害をみると、大多数の災害に労働安全衛生規則の違反が認められる状況にある。このため墜落・転落災害のさらなる減少に向けて、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）に基づく措置の遵守徹底を図る。

加えて、足場からの墜落・転落災害については、厚生労働省が公表している「足場からの墜落・転落災害防止総合対策要綱」に示されている、労働安全衛生規則に併せて実施することが望ましい『より安全な措置』等についての一層の普及促進に向けて2年以内に実効ある対策を講じる。

(2) 墜落・転落災害防止対策の充実強化

公共工事のみならず全ての建設工事について建設工事従事者の安全及び健康の確保を図ることが等しく重要であることに鑑み、墜落・転落災害の発生状況や関連する施策の実績等を踏まえつつ、発注者を含む請負契約当事者など国民全般に広く周知し理解を得るための公開検証を行い、墜落・転落災害防止対策の充実強化について調査・検討を行った上で2年以内に速やかに実効ある対策を講じる。

3. 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における先進的取組

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の大会施設の建設工事において、「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会 大会施設工事安全衛生協議会」の活動を通じて、安全衛生対策の徹底を図り、今後の快適で安全な建設工事のモデルとする。また、日本の建設工事の高い安全性と信頼を次の世代へ継承していく。

4. 基本計画の推進体制

(1) 関係者における連携、協力体制の強化

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、厚生労働省、国土交通省その他の関係行政機関が、建設工事従事者安全健康確保推進会議の場等を通じ連携を図りつつ、施策の企画立案・調整を行うとともに、併せて集中的な広報、合同パトロールの実施などを行う。さらに、建設工事の現場で働く建設工事従事者の意見を十分にも尊重しながら建設工事従事者安全健康確保推進専門家会議の場等を通じて官民の対話・連携の強化を図る。

また、地域レベルでは、厚生労働省都道府県労働局、国土交通省地方整備局等、都道府県、建設業者団体等による建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進体制を整備するとともに、都道府県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画の策定を促進する。

(2) 調査・研究の充実

産業安全及び労働衛生分野における総合的研究機関である独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所において、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する調査・研究を一層強力に推進する。また、海外に所在する同様の研究機関等とのネットワークを活用して、災害防止に関する諸外国の知見や施策の動向を適宜把握し、関係行政機関や建設業者団体等に向けて情報発信を行う。

さらに、「一側足場の位置づけ」、「88条申請の届け出範囲」、「屋根、法面におけるJISの適用」等、現行労働安全衛生規制上の課題について調査研究を進め、可及的速やかに成果を得て公表する。また、技術の取得が困難であること、第三者の健康や生命に危険を及ぼす恐れがあること等を踏まえ、足場工事業（仮設機器工事業）を建設業種として位置づけることを検討する。

5. 施策の推進状況の点検と計画の見直し

本基本計画に定める施策について、本基本計画の策定後2～3年で調査等を行った上で、本基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、速やかにこれを変更する。

建設職人基本法具現化のためのアンケート

中間集計結果(要点)

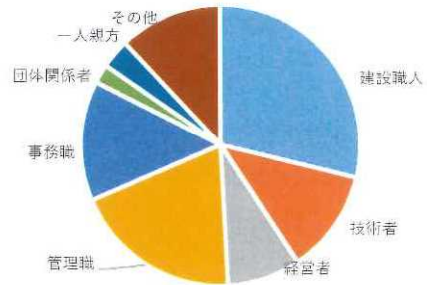
平成29年5月15日

有効回答数 3,169



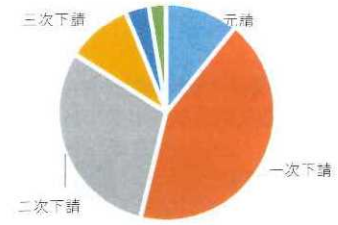
(1) お立場を教えてください。＜複数回答可＞

① 建設職人	962	28.80%	
② 技術者	397	11.89%	
③ 経営者	283	8.47%	
④ 管理職	651	19.49%	
⑤ 事務職	462	13.83%	
⑥ 団体関係者	74	2.22%	
⑦ 一人親方	112	3.35%	
⑧ その他	399	11.95%	



(2) あなたの所属する企業（一人親方を含む）は、どの立場にありますか。＜複数回答可＞

① 元請	462	10.96%	
② 一次下請	1,811	42.97%	
③ 二次下請	1,266	30.04%	
④ 三次下請	416	9.87%	
⑤ 四次下請	150	3.56%	
⑥ 五次下請以下	110	2.61%	



(6) 建設工事従事者全員が、社会保険に自動的に加入されているような仕組みは必要と思いますか。

① 必要	2,488	85.94%	
② 不要	407	14.06%	
無回答	274	-	



(14) 労働災害を被ったのにも係らず、「労災隠し」の経験をしたこと、又は聞いたことがありますか。

① ある	749	26.68%	
② ない	2,058	73.32%	
無回答	362	-	



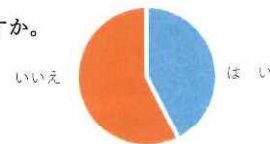
(15) 労働災害を被ったのにも係らず、労災保険を使わず（国民）健康保険にすり替えられた経験はありますか、又はそういう事例を聞いたことがありますか。

① ある	761	26.36%	
② ない	2,126	73.64%	
無回答	282	-	



(34) 法定福利費等に関する経費について、請求の結果、必要な経費を確保できていますか。

① はい	805	42.48%	
② いいえ	1,090	57.52%	
無回答	1,274	-	



(35) 法定福利費等に関する経費について、請求の結果、別枠計上又は別発注として、しっかり確保する必要はありますか。

① 必要	1,995	89.38%	
② 不要	237	10.62%	
無回答	937	-	



(41) 安全・健康経費に係る費用項目で必要と思うものを選んでください。＜複数回答可＞

① 足場及び移動式足場	2,030	64.06%	
② 足場の機能を有する支保工及びベント材等	1,610	50.80%	
③ 手すり先行工法による二段手すりと幅木の設置	1,802	56.86%	
④ 屋根工事用足場（JISA8971）	1,483	46.80%	
⑤ 斜面・法面工事用仮設設備（JISA8972）	1,435	45.28%	
⑥ 幅木	1,630	51.44%	
⑦ 一般手すり	1,701	53.68%	
⑧ 開口部養生	1,727	54.50%	
⑨ 水平養生（ネット・金網・小幅ネット）	1,793	56.58%	
⑩ 垂直養生（ネット・シート・金網）	1,732	54.65%	
⑪ 安全ブロック	1,685	53.17%	
⑫ 親網、支柱等	1,738	54.84%	
⑬ 架線通路、点検通路	1,371	43.26%	
⑭ 作業構台、吊り構台	1,376	43.42%	
⑮ 吊り綱・吊り袋・バレット	1,363	43.01%	
⑯ 脚立・立馬・作業台・はしご	1,455	45.91%	
⑰ その他	24	0.76%	

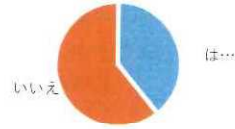
(42) (41) の経費について、見積書で適正に見積っていますか。

① はい	1,337	64.06%	
② いいえ	750	35.94%	
無回答	1,082	-	



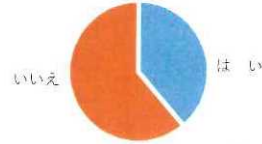
(43) (41)の経費について、見積りどおりに請求できていますか。

① はい	813	39.03%	
② いいえ	1,270	60.97%	
無回答	1,086	-	



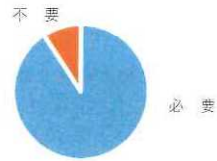
(44) (41)の経費について、請求の結果、必要な経費を確保できていますか。

① はい	797	38.69%	
② いいえ	1,263	61.31%	
無回答	1,109	-	



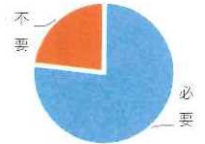
(45) (41)の経費について、請求の結果、別枠計上又は別発注として、しっかり確保する必要はありますか。

① 必要	1,919	90.56%	
② 不要	200	9.44%	
無回答	1,050	-	



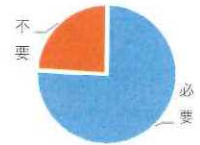
(111) 労働安全衛生法第88条（いわゆる88申請）では、現在、高さ10m以上、工期60日以上が申請の対象となっていますが、対象外の現場では、事故が多発しています。これについて、改正する必要があると思いますか。

① 必要	1,801	76.67%	
② 不要	548	23.33%	
無回答	820	-	



(113) 手すりが設置できる箇所であるにも関わらず、ロープで代用していることを禁止することが必要と思いますか。

① 必要	2,040	75.98%	
② 不要	645	24.02%	
無回答	484	-	

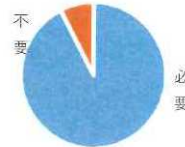


(114) 国土交通省が公共工事標準仕様書において義務化している次の措置を民間等の工事についても適用すべきと思うものを教えてください。＜複数回答可＞

① 足場の組立、解体、変更の作業は手すり先行工法で行うこと。	2,070	65.32%	
② 足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時二段手すり（手すり・中さん）及び幅木を設置しなければならないこと。	1,776	56.04%	

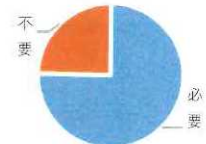
(115) 足場の点検が必要ですか。

① 必要	2,530	92.34%	
② 不要	210	7.66%	
無回答	429	-	



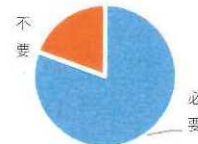
(117) 専門家による足場等の点検が徹底されるよう、仮設安全監理者などの資格を登録制、又は法定化が必要ですか。

① 必要	1,909	75.25%	
② 不要	628	24.75%	
無回答	632	-	



(118) 足場等の点検は、組立て等を行った者ではなく、それ以外の者が行うことが必要ですか。

① 必要	2,044	80.44%	
② 不要	497	19.56%	
無回答	628	-	

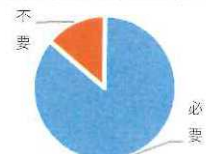


(124) 発注者、注文者、受注者、職人にとって、安全・生産性向上・省力化にインセンティブを与える次の措置について、必要と思われるものを選んでください。＜複数回答可＞

① 固定資産税の軽減等特例措置	1,754	55.35%	
② 機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除	1,679	52.98%	
③ 「安全・健康の確保」推進のための企業向け財政支援措置（低利融資）	1,719	54.24%	
④ 「安全・健康の確保」に資する資機材等の研究開発・普及支援措置	1,540	48.60%	
⑤ その他	17	0.54%	

(125) NETIS（新技術情報提供システム）について、現在国の直轄工事のみを対象としている登録制を、より広範な工事にも適用できる制度にし、発注者、注文者、受注者、職人にとって、よりインセンティブの効いた制度にすべきと思いますか。

① 必要	1,739	86.05%	
② 不要	282	13.95%	
無回答	1,148	-	



(126) 工業化に伴い、衰退しつつある日本の伝統技能・技術について、その文化を産業として後世に伝えるインセンティブや振興策を強化し、振興を図る必要があると思うものはどれですか。＜複数回答可＞

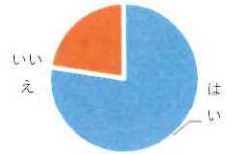
① 木造建築大工	1,747	55.13%	
② 左官	1,524	48.09%	
③ 宮大工	1,696	53.52%	
④ 石積み・レンガ	1,300	41.02%	
⑤ 板金（屋根・飾り物など）	1,202	37.93%	
⑥ 造園	1,266	39.95%	
⑦ 建具	1,137	35.88%	
⑧ その他	79	2.49%	

(127) 「建設工事従事者」の概念について、含める必要があるものを選んでください。＜複数回答可＞

① 造船工事従事者	1,414	44.62%	
② プラント工事従事者	1,597	50.39%	
③ 製鉄工事従事者	1,148	36.23%	
④ 建設機械や仮設機材のリース・レンタル業従事者及びメンテナンス従事者	1,540	48.60%	
⑤ 建設機械や仮設機材の安全装置製造業従事者	1,274	40.20%	
⑥ その他	18	0.57%	

(128) 専門性が高い仮設機材に関する業種については、墜落等の災害が頻発する現状に鑑み、メーカー、リース・レンタル業も現場に深く関係しているため、現場工事を総合的に包括する「足場工事業」として、建設業法上、新たに分類すべきと思いますか。

① はい	1,936	77.47%	
② いいえ	563	22.53%	
無回答	670	-	



(140) 所属企業又はあなたの業種（職種）＜複数回答可＞

① メーカー	495	15.62%	⑳ 防水	49	1.55%
② リース・レンタル業	862	27.20%	㉑ 内装仕上	40	1.26%
③ 土木	289	9.12%	㉒ 機械器具設置	54	1.70%
④ 建築	399	12.59%	㉓ 熱絶縁	7	0.22%
⑤ 大工	103	3.25%	㉔ 電気通信	17	0.54%
⑥ 左官	89	2.81%	㉕ 造園	25	0.79%
⑦ とび・土工	1,179	37.20%	㉖ さく井	11	0.35%
⑧ 石工	39	1.23%	㉗ 建具	12	0.38%
⑨ 屋根工	23	0.73%	㉘ 水道施設	26	0.82%
⑩ 電気工	41	1.29%	㉙ 消防施設	13	0.41%
⑪ 管工	105	3.31%	㉚ 清掃施設	9	0.28%
⑫ タイル・れんが・ブロック工	50	1.58%	㉛ 解体	66	2.08%
⑬ 鋼構造物	98	3.09%	㉜ 足場	328	10.35%
⑭ 鉄筋	47	1.48%	㉝ 安全コンサルタント又は安全点検者	28	0.88%
⑮ ほ装	39	1.23%	㉞ 設計・測量	30	0.95%
⑯ しゅんせつ	47	1.48%	㉟ 地質調査	5	0.16%
⑰ 板金	46	1.45%	㊱ 建設コンサルタント	16	0.50%
⑱ ガラス	12	0.38%	㊲ その他	48	1.51%
⑲ 塗装	63	1.99%			

(149) 一側足場は、躯体からの距離が1 m以内の狭隘な箇所での設置に限定すべきと思いますか。

① 思う	1,627	73.52%	
② 思わない	586	26.48%	
無回答	956	-	

